

令和2年5月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和2年5月25日 月曜日 9時00分開会
2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室
3. 出席委員 14名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	職務代理者	8番	日笠山 隆
委員	1番	上妻 力	委員	2番	中村 正幸
”	3番	深田 広文	”	5番	羽生 友保
”	6番	杉 為昭	”	7番	鮫島 繁樹
”	9番	牛越 紀幸	”	10番	坂本 江里子
”	11番	岩本 延男	”	12番	河本 アツミ
”	13番	石寺 政和	”	14番	日高 仙三

4. 欠席委員 0名

5. 日程表

- (1)開 会
- (2)開会挨拶
- (3)議 事

日程第1号 議事録署名委員の指名

日程第2号 2 報告第3号 農地法第5条の規定による許可申請の取下について

日程第3号 2 議案第21号 農地法第3条の規定による許可について

日程第4号 2 議案第22号 農地法第5条の規定による許可について

日程第5号 2 議案第23号 非農地証明について

日程第6号 2 議案第24号 あっせんについて

日程第7号 2 議案第25号 農用地利用集積計画策定に係る意見について

(4)そ の 他

(5)閉 会

(6)会議の概要

9時00分開会

次 第	発 言 者	内 容
1. 開 会	事務局長	○おはようございます。 それでは、定刻、定足数に達しておりますので、これより令和2年5月西之表市農業委員会定例総会を開会いたします。 開会にあたり、会長にご挨拶いただき、その後議事進行をお願いいたします。
2. 開会挨拶	会長	(会長挨拶)
3. 議 事	議長	○これより本日の会議を開きます。 本日の日程は、配布しております議事日程のとおりであります。
日程第1号 議事録署名委員の指名	議長	○まず、日程第1西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。6番委員、8番委員を指名いたします。
日程第2号 2報告第3号	議長 事務局長	○これより議案審議に入ります。 日程第2報告第3号農地法第5条の規定による許可申請の取下について、事務局に議案説明をお願いします。 ○日程第2報告第3号農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて説明いたします。 資料は1ページです。1番です。取り下げ理由としましては牛舎等を整備すべく、令和2年3月26日の定例総会で審議を行い、許可されたところではありますが、農業振興地域整備計画の変更が見込めないため、貸人及び借人の申請により許可申請の取り下げがあったものです。 以上で説明を終わります。 ○ありがとうございました。
日程第3号 2議案第21号	議長 事務局長 議長 8番委員	○これより議案審議に入ります。日程第3議案第21号農地法第3条の規定による許可についてを議題とします。 事務局説明をお願いします。 ○日程第3議案第21号農地法第3条の規定による許可についてを説明いたします。資料は2ページです。 今月は賃借権設定1件、所有権移転2件、合計3件の申請がありました。 1番です。国上野木平地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積753㎡を賃借により10年間借り受けるものです。 2番です。下西池野地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積2,027㎡を売買により所有権移転するものです。 3番です。下西下石寺地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積1,044㎡を売買により所有権移転するものです。 以上、1番から3番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると認められます。以上で説明を終わります。 ○ありがとうございました。ただ今事務局から説明がありました。が、本案について担当委員の報告をお願いします。 ○8番です。整理番号1について説明いたします。 5月22日の8時に、現地にて担当推進委員・私・借人の3人で、現地調査をしたところです。 貸人は不在地主として愛知県に在住、借人は神奈川から帰郷して、これから、花木を中心に植え付けをしている、新規就農者です。 この両名が同級生でして、畑が荒れてくるから借りてくれないかという話になり、借人が花木を植樹し始めて、5筆借りるのですが最後の1筆というということです。 現地は、花木が30本ほど植樹されておりました。 貸人には電話で確認したところです。双方確認の結果問題ないと思います。

13番委員	<p>○13番です。番号2番、3番について説明いたします。 番号2番19日、譲受人立ち会いのもと、現地調査を行いました。 譲渡人は土地持ち非農家の方でございます。電話で確認をとっております。 譲受人は建設業経営しながら、農業経営をする方でございます。経営拡大のための所有権移転でございます。 主な作物は、サトウキビを作付けしております。 農作業につきましては、従業員を利用したり、委託作業が多いとのことでございます。 今回の申請地には、安納イモを作付けしたいとのことでございます。 申請どおり間違いのないと思います。 3番について説明いたします。同じく19日、譲受人立ち会いのもと、現地調査を行いました。 譲渡人が、土地持ち非農家の方でございます。電話にて確認をとっております。 譲受人は、会社勤めをしながら、ハウス栽培をしている方でございます。 マンゴー、パッションフルーツ、トマトなど生産しております。 今回の申請地には、アボカドを植えつけるとのことでございます。 農機具類については、父から借用して利用したいとあります。 申請どおり間違いのないと思います。以上です。</p>
議長	<p>○ありがとうございました。 ただいま事務局また担当委員のほうから報告説明がありました。 これについて皆さんのほうから何か質疑御意見がありましたら、挙手をお願いいたします。</p>
5番委員	<p>（「はい」の声あり） ○番号2と3ですけども、価格がそれぞれ15万、3万ということになってるんですけど、これは、譲渡人、あるいは譲受人、価格の提示はどちらがされて、こういう価格になってるんでしょうか。</p>
13番委員	<p>○私も疑問に思ったんですけど、3番の3万円は非常に安うございます。 そこで代理人の方にお尋ねしましたところ、申請地の隣に、山林がございます。 台帳地目は原野ですけど、その原野と農地を一括で購入したいということでございます。 その購入価格は、原野と農地併せて合計25万円で合意されております。 この金額を地目別の面積で按分した金額、農地がおおよそ3万円となったと説明を受けたところでございます。 譲受人、譲渡人双方確認して、納得しておりますので問題ないと思います。</p>
議長	<p>○よろしいでしょうか。ほかに</p>
議長	<p>（挙手なし） ○ないようですので、議案第21号農地法第3条の規定による、許可についてを採決いたします。 許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p>
議長	<p>（全員挙手） ○ありがとうございました。 全会一致であります。本案は許可することに決定いたしました。</p>
日程第4号 2議案第22号	<p>議長 ○続きまして日程第4議案第22号農地法第5条の規定による許可についてを審議いたします。 議案の説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>○日程第4議案第22号農地法第5条の規定による許可についてを説明いたします。資料は3ページです。</p> <p>1番です。申請地は下西上石寺地区の土地1筆で、台帳現況地目畑、合計面積1,024㎡であります。申請理由としましては、譲受人は、農業及び建設業を営んでいるが、現在建設用資材置場が無いので、申請地を求めて、資材置場を設置したいとこのことです。</p> <p>農地区分は、農振農用地区域外であり、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地のその他の農地に該当すると判断されます。</p> <p>周辺は山林、田、畑がありますが、被害防除計画書及び被害防除誓約書が提出されていることから、転用による周囲への被害はないと思われまます。</p> <p>また、預金残高証明書も提出されており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われるものと思われまます。</p> <p>以上で説明を終わります。委員の皆さまのご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>○ただ今事務局から説明がありました。本件については、現地調査が行われているようでございます。</p> <p>調査委員、担当委員の皆様、お疲れさまでした。調査委員並びに担当委員の報告をお願いします。</p>
3番委員	<p>○はい、3番です。</p> <p>5月の20日、午前中、調査委員2名、担当者、担当委員2名、事務局2名、及び申請の譲受人並びに、譲渡人の代理人の8名で、現地調査を行いました。</p> <p>申請地は、下西川迎の旧ごみ焼却場の前から、カライモ神社に通ずる農道沿いにあります。</p> <p>申請地の農道を挟んだ、向かいには、過去に転用許可がなされた土地があり、そこは、資材置き場ということで現在活用されておりました。</p> <p>申請地については、山林に囲まれて、この農道により団地化から分断された土地であるため、周辺農地等への影響、支障はないのではないかと、関係者の合意をみたところでございます。</p> <p>以上調査の結果、申請のとおり、許可相当と思われまます。以上です。</p>
13番委員	<p>○はい、13番です。ただいま、調査委員長説明のとおり、現地は、現在遊休農地状態となっておりますので、問題はないと思ひまます。以上です。</p>
議長	<p>○ありがとうございました。ただいまの説明報告に対して、皆さんのほうから何か質疑御意見等ありましたら、挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(挙手なし)</p> <p>○ないようですので、議案第22号を採決いたします。農地法第5条の規定による許可についてを許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>○ありがとうございました。</p> <p>全会一致ですので、本件は許可することに決定いたしました。</p>
日程第5号 2議案第23号	<p>議長 ○続きまして、日程第5議案第23号非農地証明についてを議題といたします。事務局、議案の説明をお願いします。</p> <p>事務局 ○日程第5議案第23号非農地証明について説明いたします。資料は4ページです。1番です。国上中目地区です。台帳地目は畑ですが、平成10年頃から耕作せず、現在原野となっております。</p> <p>交付基準1(イ)に基づいた申請です。以上で説明を終わります。</p> <p>議長 ○この案件につきましても、詳細な現地調査が行われておるようでございます。調査委員長並びに担当委員の報告を順次お願</p>

	3 番委員	<p>いたします。</p> <p>○3 番です。5 月の22日午前中に、調査委員2名、担当委員2名、事務局2名及び申請人の7名で現地調査を行いました。申請地は、申請理由のとおりでありまして、立木（りゅうぼく）も生えており、農業機械等での復旧は到底無理ではないかと関係者の合意を見たところでございます。</p> <p>以上調査の結果、申請のとおり許可相当と思われま。</p>
	12 番委員 議長	<p>○12 番です。調査員長の報告のとおりです。</p> <p>○はい、ありがとうございます。審議に入ります。</p> <p>ただいま調査委員長並びに担当委員のほうから報告、説明がありました。</p> <p>この件について皆さんのほうから何か質疑、御意見等ございましたら、挙手をお願いいたします。</p> <p>（「はい」の声あり）</p>
	8 番委員	○8 番です。さっき、調査委員長のほうから、流木（りゅうぼく）があるということでしたが、川岸に面しているのですか。
	3 番委員 議長	<p>○土地の中に樹木は生えていることです。立ち木のことです。</p> <p>○ほかに</p> <p>（挙手なし）</p>
	議長	<p>○ないようでしたら議案第23号の採決をいたします。</p> <p>非農地証明について、原案どおり承認することについて、賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p> <p>（全員挙手）</p>
	議長	○ありがとうございます。全会一致ですので、本案は承認することに決定いたしました。
日程第6号 2 議案第24号	議長	○続きまして日程第6 議案第24号あっせんについてを議題といたします。事務局説明を願います。
	事務局	<p>○日程第6 議案第24号あっせんについてです。資料は5 ページです。</p> <p>1 番「貸したい」の申し出です。場所は榕城・朝日が丘地区です。賃借料については標準額でお願いしたいとのことです。あっせん委員につきましては、5 番委員と、13番委員にお願いをしたいところですが、既に、借主が決まりまして、あっせんについては終了いたしましたので報告いたします。</p>
	議長	○はい。ただいま説明のとおりでございます。
日程第7号 2 議案第25号	議長	<p>○続きまして日程第7 議案第25号、農用地利用集積計画策定に係る意見についてを議題といたします。</p> <p>事務局議案の説明をお願いします。</p>
	事務局長	<p>○日程第6 議案第25号農用地利用集積計画策定に係る意見についてを説明いたします。</p> <p>まず始めに、利用権の設定を説明いたします。6 ページをお開き下さい。</p> <p>1 段目です。期間が令和2年6月1日から令和7年5月31日の5年間、地目畑、面積1,700㎡、合計面積1,700㎡、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。</p> <p>2 段目です。期間が令和2年6月1日から令和12年5月31日の10年間、地目畑、面積548㎡、合計面積548㎡、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。</p> <p>内訳については7 ページを、詳細については8 ページから11ページをご覧ください。</p> <p>続きまして所有権移転を説明します。12ページをお開き下さい。</p> <p>令和2年6月1日に所有権を移転するものです。地目田及び畑、面積はそれぞれ4,499㎡及び3,337㎡、合計面積7,836㎡、所有権を移転する者3人、受ける者2人です。</p> <p>内訳については13ページを、詳細については14ページから21ページをご覧ください。</p> <p>続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定です。22ページをお開き下さい。</p> <p>1 段目です。期間が令和2年6月1日から令和7年5月31</p>

	<p>日の5年間、地目田及び畑、面積はそれぞれ9,868㎡及び6,920㎡、合計面積1万6,788㎡、利用権の設定をする者4人、受ける者3人です。</p> <p>2段目です。期間が令和2年6月1日から令和12年5月31日の10年間、地目畑、面積2万2,164㎡、合計面積2万2,164㎡、利用権の設定をする者4人、受ける者4人です。</p> <p>内訳については23ページを、詳細については24ページから34ページをご覧ください。</p> <p>以上、すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。</p> <p>委員の皆様のご審議よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>○ありがとうございます。ただいま事務局のほうから説明報告がありました。続いて、各担当委員の意見をお願いいたします。</p>
3番委員	<p>○3番です。整理番号1について報告いたします。</p> <p>5月の19日午前中に、推進委員、借人の構成員の立ち会いで現地調査を行いました。</p> <p>現地はでん粉イモが作付中でした。</p> <p>借人は、農業生産法人の認定農業者でサトウキビを中心に、経営拡大を図っている生産者です。</p> <p>農機具類、作業員等を積極的に活用し、遊休農地解消対策支援事業等も活用しながら、規模拡大を図っております。</p> <p>何ら問題のない農家だと考えております。</p> <p>貸人は島外在住のため、同日夜、電話にて確認をとっております。以上調査の結果、申請のとおり許可相当等もあります。以上です。</p>
13番委員	<p>○はい、13番です。番号2番について説明いたします。</p> <p>19日、譲受人立ち会いのもと、現地調査を行いました。</p> <p>譲渡人は、昨年までサトウキビを生産しておりましたが、高齢のため、農業やめるということで、今回の申請となったところでございます。</p> <p>自宅訪問し、確認をとっております。</p> <p>譲受人は、1番と同じ方で、サトウキビを中心に生産する法人経営の認定農業者でございます。</p> <p>申請地の周辺3ヶ所ほど借用しておりまして、利便性があるんじゃないかと思っております。</p>
2番委員	<p>○2番です。整理番号1について報告いたします。</p> <p>5月22日夕方5時半、譲受人立ち会いで、現地調査を行いました。</p> <p>譲受人は、畜産、米、飼料米を営む現和校区在住の認定農業者です。</p> <p>2筆になっていますが、10数年前に、一枚の田にしています。</p> <p>現在は、飼料米を植えていました。</p> <p>農業機械についても一式そろっており、経営技術においても、申し分ありません。</p> <p>なお、譲渡人とは、自宅を訪問し、確認しました。</p> <p>以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。</p>
13番委員	<p>○13番です。番号2番について、説明いたします。</p> <p>22日、譲受人、譲渡人の代理人立ち会いのもと、現地調査を行いました。</p> <p>譲渡人は、後継者もいない、土地持ち非農家の方でございます。電話にて確認をとっております。</p> <p>譲受人は、建設業をしながら、農業経営を行っている方でございます。主な作物は、サトウキビ、安納イモ、バレイショでございます。</p> <p>所有権移転の地目は、畑が3筆、田が5筆でございます。今回、所有権移転の物件はすべて、耕作したいとのことでございます。</p>

		<p>3番、譲渡人は埼玉在住でございます。種子島を引き上げ息子さんと一緒に生活しております。電話にて確認をとっております。</p> <p>場所も、2番の申請地と隣接しており、譲受人も利便性がよろしいかと思っております。</p> <p>2番、3番とも、長年耕作しておらず、遊休農地となっております。</p> <p>許可が下り次第、整地をしたいとのことでございます。</p> <p>これは、問題はないと思っております。以上です。</p>
	議長	<p>○ただいま、担当委員のほうから説明報告がありました。</p> <p>この案件につきまして皆様のほうから何か質疑、御意見等ありましたら、挙手でお願いいたします。</p> <p>(意見等なし)</p>
	議長	<p>○ないようですので、議案第25号を採決いたします。</p> <p>農地利用集積計画策定に係る意見について、原案どおり承認することについて、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員賛成)</p>
	議長	<p>全会一致でありますので、本案は承認することに決定いたしました。</p> <p>これをもちまして、本日の議事は終了しました。</p>
4 その他	事務局長	<p>○次は、4その他であります。</p>
	事務局	<p>事務局から、今後のスケジュール等についてご説明します。</p> <p>(6月のスケジュールについて資料により説明)</p> <p>(新型コロナウイルス関連支援策について資料により説明)</p>
5. 閉会	事務局長	<p>○以上をもちまして、令和2年5月西之表市農業委員会定例総会を閉会します。お疲れ様でした。</p>

9時33分閉会

西之表市農業委員会会議規程第10条の規定により署名する。

令和2年6月25日

西之表市農業委員会 会長 Ⓜ

西之表市農業委員会 6番委員 Ⓜ

西之表市農業委員会 8番委員 Ⓜ